

介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） あおしまのいえ  
運営規定

（施設の目的）

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供することを目的とし、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指す。また介護予防の観点から「介護予防の介護予防サービスを行い家庭での生活が円滑にできるようにすることを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 施設は、前条の目的を達成するために、以下の方針を遵守して運営されるものとする。

- ①施設は、常に利用者の人間としての尊厳を念頭において運営されるものとする。
- ②施設の地域に対する公共性と公益性ならびに施設の介護保険制度上の役割を認識し、家庭と医療機関との中間的処遇を基本とした介護を行う。
- ③施設は、介護予防自立支援に努める。サービスを提供することで、地域住民の方あるいは他の地域の方の自立支援に努める。
- ④施設は、常に医療と福祉の連携並びに明るく家庭的な雰囲気の中でのサービス提供を心がけて運営されるものとする。
- ⑤施設は、利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 あおしまのいえ
- （2） 開設年月日 平成30年12月16日
- （3） 所在地 宮崎県宮崎市青島4丁目6番地3号
- （4） 電話番号 0985-65-1122 FAX 番号 0985-65-2110
- （5） 介護保険指定番号 4550180014

（利用者の定員）

第4条 施設の利用者の定員は、入所70名（短期入所、予防給付短期入所を含む）

（サービス提供範囲）

第5条 短期入所（予防給付短期入所を含む）については規定はないが、送迎範囲を宮崎市（佐土原町、高岡町は除く）とする。家族送迎の際はこの限りではない。

（施設利用）

第6条 施設は、利用者の入所について、以下の通り定める。

- ①要介護認定の要介護度1～5の入所希望者に対し、入所の受け入れを行うものとし、

それぞれの利用者に応じた施設サービス計画の立案を行うものとする。

- ②施設は、利用者の身体状態および病状に照らし、施設サービスの提供が必要であると認められる入所希望者を施設に入所させるものとする。
  - ③施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。
  - ④施設は、入所申込者の入所に際して、その病歴、家族状況などの把握に努める。
  - ⑤施設は、新たに入所した利用者に対し、施設の日課および施設内での生活についての説明を行い利用者の不安をとり除くように努める。
  - ⑥施設は、利用者の身体状態および病状に照らし、定期的に入所継続の要否判定を行わなければならない。
2. 施設は、利用者の介護予防サービスについて、以下の通り定める。
- ①要介護認定の要支援1、2の利用希望者に対し、利用の受け入れを行うものとする。
  - ②施設は、利用申込者の入所に際して、その病歴、家族状況などの把握に努める。
  - ③施設は、あらたな利用者に対し、施設の日課および施設内での生活についての説明をし、利用者の不安をとり除くように努めなければならない。
  - ④施設は、利用者の心身の状態について、地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携を図り介護予防に努める。

#### (利用料金)

第7条 施設の利用料金は、下記のとおり規定する。

- ①施設利用者の利用料金は、介護保険法令にしたがって別紙のとおり規定される。ただし介護保険の改正にともなって改訂されるものとする。
- ②施設は、別に定める食費、室料（平成17年10月1日改正により食費ならびに室料が利用者の全額自己負担になった。）理美容費、その他利用者の日常生活に要する範囲内の費用などを利用者から支払を受けることができる。
- ③施設は、利用開始に際して、利用料を具体的に明示しなければならない。

#### (職員の定数)

第8条 施設に次の職員をおく。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 施設管理者・医師    | 1名    |
| (2) 看護職員        | 7名以上  |
| (3) 介護職員        | 16名以上 |
| (4) 支援相談員       | 1名以上  |
| (5) 理学療法士・作業療法士 | 1名以上  |
| (6) 介護支援専門員     | 1名    |
| (7) 栄養士または管理栄養士 | 1名    |
2. 施設長は、前項に定める職員のほか業務上必要があると認めるときには施設の事情に応じた適当数の職員を配置することができる。

#### (職員の職務内容)

第9条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ②医師は、施設の業務と統括し、所属職員を指揮・監督し、利用者の健康管理および医療

について適切な処置を講ずる。

- ③看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ④介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ⑤理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを行う。
- ⑥介護支援専門員は、施設長の命を受け利用者の施設サービス計画の原案を立案するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。また施設利用者の居宅での日常生活の検討・協議ならびに居宅介護支援事業者等への情報提供と連携、苦情対応の責任者（窓口）苦情内容等の記録、事故の状況に際して採った処置の記録を行う。
- ⑦支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図るほか、ボランティアの受け入れを行う。
- ⑧栄養士は、利用者の栄養管理を行うとともに給食管理、食事相談を行う。
- ⑨事務員は、施設内の人事・会計・給与等に関する事務処理を行う。

#### （職員の質の確保）

第10条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2. 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### （利用者の健康管理）

第11条 施設は、利用者の健康管理について以下のことを実施しなければならない。

- ①医師は利用者に対して適宜診察を行うものとする。
- ②医師は利用者の緊急時または病変があったときには、前項の規定にかかわらず診察しなければならない。

#### （施設内の禁止行為）

第12条 利用者は、施設内での次の行為を行ってはならない。

- ①宗教や習慣の相違等で他人を攻撃し、または自己のために他人の事由を侵すようなこと。
- ②指定した場所以外での火気の使用および喫煙場所以外での喫煙。
- ③故意に施設もしくは物品、設備に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出す事。
- ④施設内の秩序、風紀を乱し、または施設内の安全を乱すこと。
- ⑤利用者間の金銭および物品の受け渡し、ならびに利用者からすべての職員に対する金銭および物品の受け渡し。
- ⑥その他、施設長が禁止と認めた行為。

#### （介護老人保険施設サービスの記録の記載）

第13条 施設は、利用者に対して行った介護老人保健施設サービスに関し、利用者の「被保険者証」の記載および「健康手帳」の医療に係るページへの記録として、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を記載し、退所に際しては、退所の年月日を当該利用者の「被保険者証」に記載しなければならない。ただし、「被保険者証」および

「健康手帳」を有していない者については、この限りではない。

(秘密保持)

- 第14条 施設とその職員は、業務上知り得た利用者および扶養者もしくはその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはいけない。
- ただし、次の各号についての情報提供について、当施設は、利用者および扶養者から、あらかじめ同意を得た上で行わなければならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置)

- 第15条 施設の医師は、利用者の症状からみて、当施設において必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、利用者の主治医と連携し、入院および医師の対診を求めるなどの適切な措置を講じなければならない。

(食事)

- 第16条 利用者に対する食事サービスは、以下のことに留意して行わなければならない。
- ①調理にあたっては、栄養および利用者の心身状況、嗜好等を十分に考慮したもので、また調理ならびに配膳等においては、食品衛生上の配慮をおこたらないようにしなければならない。
  - ②利用者の食事は、できるだけ食堂で行われるように努めなければならない。

(機能訓練)

- 第17条 利用者の心身機能の改善、またはその維持を図るために計画的に機能訓練を行わなければならない。

(療養環境の衛生管理)

- 第18条 施設長をはじめとする施設職員は、利用者の療養環境の衛生管理と利用者の保健衛生のために、次の各号の規定された衛生管理に努めなければならない。
- ①保健衛生の知識の普及とこれに基づく衛生管理の日常的な実施。
  - ②利用者に週2回以上の入浴または必要に応じた身体の清拭。
  - ③年2回（年末と7月）以上の施設内外の清掃ならびに環境美化の実施。
  - ④各部署の清掃を適宜実施すること。
  - ⑤廃棄物の取扱いについては、分別処理と資源化を行わなければならない。
2. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
3. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順」に沿った対応を行う。

4. 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
5. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (身体の拘束等)

第19条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また、職員は、拘束廃止に向けて定期的な検討会を開催するとともにその記録を行う。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (虐待の防止等)

第20条 施設は、利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必用と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
3. 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (褥瘡対策等)

第22条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しない

ような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(感染性疾病の対策)

第23条 利用者が感染性疾病に感染しないように努めるとともに利用者が感染性疾病に罹患した場合、職員が罹患した場合に、利用者に対してより良い短期入所療養のサービスを提供できる体制の維持と他利用者への感染を防ぐ目的から発生及び拡大を防止するための体制を整備する。

(利用制限)

第24条 次の場合は短期入所療養介護の利用を控えていただく。

①ノロウイルスによる感染性胃腸炎の場合

利用者がノロウイルスによる感染性胃腸炎に罹患した場合、同居されているご家族が同上に罹患した場合は、症状消失1週間のご利用を控えていただく。

②インフルエンザの場合

利用者がインフルエンザに罹患した場合、同居されているご家族が同上に罹患した場合、罹患翌日から5日間かつ解熱後2日間は利用を控えていただく。

③疥癬による皮膚疾患の場合

皮膚科で診断され、治療開始した後に皮膚科医から利用の許可がでるまで利用を控えていただく。

④その他の感染症等の場合

利用者、同居されているご家族がその他の感染症等に罹患した場合、状況を考慮したうえで利用を控えていただく。

(苦情処理)

第25条 施設は、提供したサービスに関する利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し、当該苦情に関して内容等を記録しなければならない。また、その内容如何によっては改善等の対策を講ずる。

(緊急時の対応方法)

第26条 施設利用時の緊急時対応方法を下記のとおり規定する。

①施設入所者の容態に変化があった場合には、施設長に連絡するなどの必要な処置を講じ

ご家族などにすみやかに連絡を行うとともに病状によっては利用者の主治医と連携し医療機関受診等の調整を行う。

②施設は、各利用者が転倒事故にあわれた場合は上記の対応を行うとともに各利用者カルテと事故報告書に詳細を記載する。

③施設は、自然災害、火災、その他の災害が発生した場合は、施設の災害対策マニュアルに沿って必要な対策を講じる。また、地域（地区消防団、地区自治会、地区民生委員）への協力を得るとともに各利用者の被害にかかわらず家族などにすみやかに連絡を行う。

(協力医療機関との連携)

第27条 施設は、協力医療機関との協議により、入所者の病状の急変に備えるために、常時診療可能な体制をとらなければならない。

(市町村長へ通知)

第28条 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を受けている者が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

- ①偽りその他の不正な行為によって、介護老人保健施設療養を受け、または受けようとしたとき。
- ②入所者の転倒等（事故）により入院相当の怪我、疾病を負ったとき。
- ③職員他から入所者への虐待行為を確認したとき。

(非常災害対策)

- 第29条
1. 施設は、自然災害、火災、その他の防災対策について、昭和63年11月11日老健第24号厚生大臣官房老人保健部長通知「老人保健施設における防火防災対策要項」にしたがい、防災対策に万全を期するものとし少なくとも年3回以上の避難訓練を行うものとする。
  2. 施設は、地域と協力して、相互の防災に努める。
  3. 防災マニュアル、防火訓練については、別に定める。

(記録の整備)

第30条 施設は、施設の設備・構造、職員、会計、利用者の入退所の判定ならびに利用者に対する施設療養その他のサービスの提供に関するつぎの諸記録を整備しておかなければならない。

- ①管理に関する記録
  - i 業務日誌
  - ii 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
  - iii 月間および年間の業務計画表ならびに業務実施状況表
- ②入退所の判定に関する記録
  - i 基準13号第5項にもとづく定期的な判定の経過および結果
- ③施設療養その他のサービスに関する記録
  - i 利用者台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
  - ii 利用者のケース記録
  - iii 診療、看護、介護、機能訓練などの記録
  - iv 献立および食事に関する記録
- ④会計・経理に関する記録
- ⑤施設および構造設備に関する記録

(業務継続計画の策定等)

- 第31条
1. 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  2. 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第32条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない

2. 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
3. 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行)

第33条

平成30年12月16日 制定・施行

令和3年10月1日 改訂・施行

令和6年4月1日 改訂・施行